

■「四国水問題研究会からの『最終提言書』手渡し式」の実施 【企画部 企画課】

平成25年5月22日（水）に高松サンポート合同庁舎において、四国水問題研究会の井原会長（香川大学名誉教授）より四国地方整備局長へ「最終提言書」の提出が行われました。

水問題研究会とは、四国4県が共有する吉野川水系及びその関連地域の水問題について総合的に把握し、水資源の有効利用と治水・利水・環境の合理的な恒久対策並びに必要な実施方策について、研究及び提言を行うことを目的として設立されたもので、平成18年6月～平成25年3月までの約7年間、18回の研究会が開催されました。

手渡し式において井原会長からは、「今後一層の深刻化が予想される『四国の水問題』の解決に向けて、四国に住むより多くの人々が、『四国はひとつ』という意識の共有化を図るとともに、それぞれの立場の違いを乗り越えて、互いに協力し合うことにより、自ら主体的に立ち上がるための積極的な行動を展開することが、特に強く望まれる。この『最終提言書』を拠り所として、迫り来る『四国の水問題』の解決に向けて、主体的に行動を起こすきっかけをつかみ、『水でつながる『四国はひとつ』』への堅実な一歩を踏み出されることを大いに期待している。」との挨拶を頂きました。

今後は、「最終提言書」に記載されている提言を実行していくための組織を新たに立ち上げ、当面は最終提言書を周知するための活動や、提言されている「四国の水の日（仮称）」制定、シンポジウム等の開催など継続的な取り組みを行っていきます。

「最終提言書」は、四国地方整備局HPに掲載しております。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/mizu/index.html>

■平成25年度吉野川水防演習を開催【河川部】

出水期を前に、水防機関の連携の強化、水防団の水防技術の習熟と関係機関及び流域住民の水防意識高揚を目的として、平成25年5月12日（日）徳島県三好市三野町芝生地先の吉野川左岸河川敷にて、44団体600人、見学者等を含め総勢1,300人が参加し、『吉野川水防演習』を実施しました。

四国での水防演習は昭和59年に吉野川から始まり、毎年四国四県を順番に実施し、吉野川での水防演習は7回目となります。

演習当日は天候に恵まれ、午前9時、藤堂三好市連合消防団長（指揮者）の「集ま

れ」の号令により演習が開始されました。

演習想定では、超大型で猛烈な台風による大雨による洪水時を想定しており、以下に主な実施内容の概要を報告します。

水防工法は大きく4つの工法（準備工、法くずれ対策工、漏水・決壊・亀裂対策工、越水対策工）に分けて実施しました。初めに準備工の「土のう作り」を坂井国土交通大臣政務官や徳島県知事をはじめ、演習役員も参加し実施しました。

水防工法訓練は、吉野川における地形や環境、特性を考慮し、地元の水防活動に沿った訓練を行うことにより、洪水時に演習成果が発揮できるよう各市町に適した水防工法を重点的に実施しました。

具体的には、法崩れ対策工として「木流し工」「竹流し工」「シート張工」「水防マット工」「ブロック張り工」を実施しました。特に吉野川上流では水防竹林が多いので、「竹流し工」は適した工法です。

また、漏水・決壊・亀裂対策工の「月の輪工」「釜段工」「捨て土のう工」「籠止め工」「五徳縫い工」、越水対策工の「積み土のう工」「改良積み土のう工」「積みブロック工」「大型土のう工」も実施しました。

演習では、水防工法訓練の他に、NTT西日本、ドコモエンジニアリング、四国電力によるライフライン復旧訓練、徳島県警察や関西広域連合ドクターヘリ、日本赤十字社等による人命救助訓練、避難訓練などが実施されました。

避難訓練では、洪水により既存の橋が流出し対岸に取り残された住民が救助を求めているという想定で、陸上自衛隊が仮設橋を架け、その仮設橋を安全確保のため三好警察署が先導し、美馬市穴吹町、三好市三野町の自主防災会の引率により王地小学校の児童が避難を行いました。

大雨によって内水はん濫が発生し、徳島県から国土交通省へ緊急災害対策派遣隊（通称：TEC-FORCE）の派遣要請があり、派遣隊により被災状況調査及び浸水した水の排除訓練を実施しました。

演習会場では、一般参加者に水防工法をより身近に感じてもらうため、プランター等を利用した家庭で出来る水防工法体験やロープワーク体験、降雨体験など多くの方々が実際に触って体感してもらいました。

四国地方も梅雨入りし、出水が多くなる季節になります。今回の水防演習を活かし、今後とも関係機関と連携して、防災に万全の備えを行っていきます。

最後に、演習に御協力いただきました参加機関及び関係の皆様方にこの紙面をお借りしてお礼申し上げます。

■土砂災害防止月間・がけ崩れ防災週間について 【河川部 河川計画課】

国土交通省と各都道府県では、昭和57年の長崎豪雨災害を契機として昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」として、土砂災害の防止と被害の軽減をはかるための活動を全国で実施しています。

また、6月1日～7日の1週間を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する国民の理解と関心を深めるため、防災知識の普及、警戒・避難体制の整備等を推進し、土砂災害による人命、財産の被害を防止する各種取り組みが全国的に実施されています。

平成25年度土砂災害防止月間は、土砂災害に対する住民の意識や警戒避難・情報伝達体制の確認、住民参加を主とする諸行事及び活動に重点を置き、住民や自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体等と連携を図りながら、関係団体の緊密な協力を得て、以下の施策を念頭に置いて実施します。

- 1) 土砂災害に関する防災教育、啓発活動の強化
- 2) 住民、自主防災組織や防災関係機関等と連携した土砂災害に対する防災訓練の推進
- 3) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の徹底
- 4) 災害時要援護者の避難支援体制の整備推進
- 5) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- 6) 土砂災害警戒情報の活用及び大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害緊急情報に基づく警戒避難体制の整備推進
- 7) 防災や警戒避難に資する情報の収集・伝達体制の整備、共有化の推進
- 8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

また、6月2日には各都道府県が主体となった「土砂災害・全国統一防災訓練」が行われ、四国4県においても情報伝達訓練等を実施しました。

なお期間中は、このほかにも四国山地砂防事務所や四国4県において様々な啓発活動を行いますので、皆様のご理解とご協力の程よろしく申し上げます。